

令和 5 年 7 月 1 4 日

質問者：古庄部会員

令和 5 年度第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」における事前質問に対する回答

審議・調査事項 1

(1) 足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和 4 年度実績について P1

子ども政策課

ア 【施策 1－2】就学前からの学びの基礎づくり

「集合研修（運動）」とは、運動に関する研修ということですか。なぜ運動に関する研修の参加数のみを指標としているのですか。

回答

運動に関する研修を指標としている理由は、子どもたちが体を動かすことの楽しさや心地よさを体験し、心身ともに健康的に生きるための基盤を培うため、保育所保育指針を踏まえ、「あだち幼保小接続期カリキュラム」の中に『健康な心と体』を位置づけ、保育者の資質向上を図っていくためです。

運動遊びに関する研修では、子どもたちが自発的に取り組む様々な遊びを通じて、多様な動きを身につけることができるよう、子どもの発達に合わせた遊びの環境構成や関わりを学びます。

また、研修の参加者数を活動指標とし、保育者の理解を促進させることで保育実践につながっていくと考えています。

別添 1 の P9 にございます、【施策 1－2】就学前からの学びの基礎づくりでは、①教育・保育の質の維持・向上のために、施設に対する指導検査や巡回訪問を行い、質の高い教育・保育の実践を施設へ促しています。

②就学前教育の推進では、保育者が運動遊びの研修受講や幼保小連携ブロック会議で幼保小接続期カリキュラムの活用を進め、子どもたちが生活や遊びのなかで楽しく様々な動きを経験し、小学校生活への基盤づくりにつなげていきます。

これらの取り組みによって、乳幼児期の教育・保育内容の質を向上させ、小学校教育へつながる子どもたちの学びの基礎づくりを推進していきます。

イ 【施策１－３】 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援充実

特別な支援を要する幼児の状況は多様化し、年々増加しているように思われます。支援管理課に発達相談を依頼する件数も年々増加しています。心理士からの丁寧な助言に感謝しています。当該幼児の保育に非常に役立っています。

さて、特別支援については、支援を担当する職員配置に大きな課題があります。国と東京都による特別支援教育補助は特別支援児１人当たり 784,000 円（年額）です。これでは、特別支援を要する幼児を担当する教職員を年間を通じて配置できません。私立幼稚園協会は長年にわたり足立区に対して特別支援人員配置補助の必要性を訴えていますが、実現されません。多くの区において、特別支援の人員配置に対する補助がなされています。足立区としてはどのようにお考えでしょうか。

回答

幼稚園への支援策の優先順位および他区の実施状況を踏まえ、補助のあり方について引き続き検討していきます。

ウ 【施策２－３】 子育てと仕事の両立支援

「保育施設等の安定的運営のために、…保育人材の確保・定着のために保育事業者への支援を進めてほしい。」とあります。私立幼稚園・認定こども園においても多くの２号児、３号児が通っていますが（「別添１ 令和５年度施策評価票(案)」 P22、P26）、教職員の確保・定着には非常に苦慮しています。預かり保育の運営費関わる補助の充実、住居借上げ支援事業補助対象の拡大、住宅手当補助などの支援をお願いします。

回答

待機児が解消される中、当支援事業のあり方を含め、制度全体の見直しを検討していきます。

(2) 報告事項2 令和5年度学童保育室の入室申請及び待機児童の状況について P8
住区推進課

ア 今後の方針

要約すると「8地区に民間学童保育室を誘致するために、信用金庫、宅建協会等と密に連携して、募集対象地域を小学校の学区域に限定せず、物件を探す範囲を広げて応募する。」としていますが、これらの予定地区では、既に小学校を利用しての学童保育は実施済みなのですか。

回答

令和6年4月1日開設に向けて募集している8地区内には14校の小学校があります。14校のうち、小学校内に学童保育室を整備しているのは、7校となっております。

学童保育室の整備にあたっては、小学校改築の際には小学校内に学童保育室を設置することを基本としておりますが、それ以外の方法として、地区内の可能な限り小学校に近い場所に民設学童保育室を誘致していきます。

(3) 報告事項4 令和5年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について P14
私立保育園課

ア 令和5年4月1日現在待機児童数 0人

表では、4・5歳児として人数が記入されていますが、なぜ、4歳児と5歳児を一緒にしているのですか。別々に記入してそれぞれの人数が把握できるようにしたほうがよいではありませんか。他の表でも同様ですが。

回答

児童福祉施設設置認可書（※）が、定員「4歳以上児」となっていることから、定員は4歳と5歳に分けることができません。そのため、定員以外の記載についても、特に年齢を分けて記載する必要がある場合を除き、「4・5歳児」で記載しています。

※都が、児童福祉法に基づいて、認可保育所の設置等を認可した際に発行する認可書

イ 保育定員の調整（各年４月１日時点） P16

「私立保育施設では、定員の空きが集中することで、経営不振となり、事業撤退に繋がることもある。」として、公立認可保育所の「入所定員抑制」及び私立認可保育所等の「利用定員変更」による定員対策をおこなっている」ということですが、公立認可保育所の「入所定員抑制」は利用定員を減らすことと思いますが、私立認可保育所等の「利用定員変更」による定員対策とはどのようなものですか。

回答

私立保育施設の利用定員変更は、事業撤退を防止するための経営支援策として実施しています。給付費の単価は利用定員が減ると上昇するため、利用定員を実人員の規模に近づける（減員する）ことで、空きの集中した施設の経営改善を図っています。

詳細につきましては、次ページの別紙：足立区待機児童解消アクション・プラン（令和５年１月改定版）より抜粋をご参照ください。

ウ 令和５年４月１日現在の年齢別入所状況 P17

①特定教育・保育施設（２号認定・３号認定）

「再掲」は「その内」という意味で、「別掲」は「それ以外に」という意味ですか。

②特定地域型保育事業（３号認定）

③認可外保育施設

- ・②と③の定員は利用定員ですか。
- ・③の（区外）とは、他の自治体の方が利用している人数ですか。

回答

①お見込みの通りです。足立区児童の入所状況をまとめた資料のため、委託児童（区内在住で区外の施設を利用）を含み、受託児童（区外在住で区内の施設を利用）は含まない人数としています。

②現在、すべての施設で認可定員＝利用定員となっています。なお、表では、休業中の家庭的保育の定員は除いています。

③届出をしている定員です。また、（区外）は、①と同様に委託児童（区内在住で区外の各施設を利用）の人数になります。

(2) 私立保育施設の定員変更（経営支援）

給付費の単価を実人員の規模に近づけて施設の安定的な経営を支援

足立区では、令和2年12月に「保育定員の確保方針」を策定し、令和3年4月入所から、地域で必要な定員を確保しつつ、希望する私立保育施設に対して柔軟な利用定員変更(減)を実施しています。

これにより、給付費の単価を実人員の規模に近づけて、施設の経営を支援することで、事業撤退による待機児童の発生を防いでいます。

ア 定員変更の種類

原則として、認可定員ではなく利用定員を変更します。

◇利用定員と認可定員の比較 ※従来は全ての私立保育施設で認可定員＝利用定員

種類	内容	給付費
利用定員	・ 利用児童数の実績や今後の見込みを基に、認可定員の範囲内で定める児童の受入れ数(給付費単価を規定)	定員が減ると <u>単価が上昇</u>
認可定員	・ 保育室の面積や保育士数に基づいて定められた児童の受入れ上限数	

◇給付費の決定方法

給付費(年額) = 単価(月額) × 在園児童数 × 月数

利用定員数が少ないほど高い

イ 保育定員変更に関する協議基準（主なもの）

対象施設	入所率が低い私立認可保育所・小規模保育のうち、区の定める基準に該当しており、かつ定員変更(減)を希望する施設
地域及び年齢	待機児童が発生しないことを前提に、各地域・各年齢の空き状況、保育需要の予測及び、保育定員拡大量を踏まえて決定

◇令和4年4月における保育定員変更（実績）

(単位：人)

施設	施設数	保育定員変更の内容（施設別合計）					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
認可保育所	14施設	0	0	-4	-40	-109	-153
小規模保育 ※	3施設	-5	-4	-7			-16
合計	17施設	-5	-4	-11	-40	-109	-169

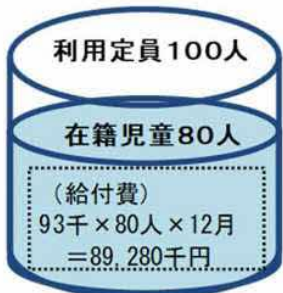
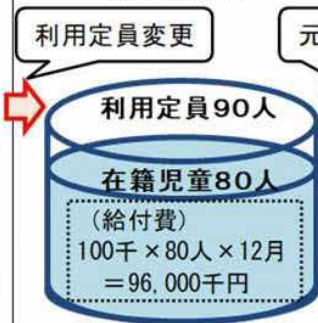
※ 給付費単価の変更を伴う定員変更を実施した施設のみ計上

※ 小規模保育の定員変更はすべて認可定員変更

ウ 実施期間について

区立保育施設の入所定員抑制等により、令和6年4月には、私立保育園を含めた区内の認可保育所の入所率が約90%まで改善することが見込まれるため、「保育定員の確保方針」に基づく利用定員変更は令和5年度で終了する予定です。

◇私立認可保育所における実施イメージ

	現 状	変更後	令和6年度想定
利用定員	100人	90人	100人
給付費単価	93千円	100千円	93千円
在籍児童数	80人	80人	90人
給付費（年間） ※各種加算を除く	89,280千円 	96,000千円 	100,440千円 

（3）私立保育事業者の固定的経費の補助

建物賃借料や人件費等の固定的経費が保育園運営の大きな課題になるため、新規開設間もない保育施設や小規模保育、家庭的保育等に補助を行っています。

ア 私立認可保育所の賃借料補助

開設後2年目までの私立認可保育所への賃借料を補助

新規開設後間もない保育所では、以下のような課題があったことから、保育事業者が安定した保育所運営を行えるように、開設後2年目までの賃貸物件型私立認可保育所を対象に、令和元年度から賃借料の一部補助を行ってきました。

- ・ 開設後4・5歳児の保育定員に対して多くの空きが発生している（運営費は入所児童数に応じて算定されるため、空きが多いほど運営費は減少）
- ・ 多くが賃貸物件型であり、地価上昇も重なって、建物賃借料が大きな負担となっている
- ・ 平成30年度からの入所率の実績を比較すると、開設2年目まで入所率が低いことが顕著である

令和3年度は、前年度に開設した開設2年目の14施設に対して、賃借料補助の支援を行いました。区の職員の配置基準を満たしており、さらに、職員の処遇改善のための加算、補助金を適切に活用していること等を補助の要件とすることで、保育の質向上及び保育士等の処遇向上にも繋げてきましたが、新規施設整備が令和2年度までに完了しているため、現在は補助対象となる施設はありません。

令和 5 年 7 月 1 4 日

質問者：片野部会員

令和 5 年度第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」における事前質問に対する回答

報告事項 1

(1) 学童保育室における実地調査の結果について P5 住区推進課

総合評価が C という施設に対して、今後どのような指導、対応を行っていくのか具体的に教えてください、お願いいたします。

回答

実地調査修了後、指摘事項について、各施設で昨年度末までに事業改善計画書を作成していただきました。その計画書に基づいた取り組み状況について、今年度区の職員が改めて年に 3 ～ 4 回程度訪問や電話により進捗状況を確認していきます。総合評価 C 施設については、他の施設に優先して訪問を行い、改善に向けた助言や支援を継続的行っていきます。

令和 5 年 7 月 1 4 日

質問者：小林部会員

令和 5 年度第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」における事前質問に対する回答

報告事項 4

(1) 保育所等利用待機児童数調査について P14 子ども施設入園課

待機児童数が 0 人となっているが、希望はどの程度叶っているか？
(兄弟で同じ保育所とか、家の近所・駅に近いなどの希望)

回答

- ① 令和 5 年 4 月入所の申込者（継続利用児や育児休業延長希望者、取下げ等を除く）のうち、希望の保育施設に内定した児童の割合は 92.3%
- ② きょうだい同一園を希望した児童のうち、きょうだい同一園に内定した児童の割合は 80.1%

- ※ 保育施設は最大 5 施設まで希望できます。
- ※ 希望していない保育施設に入所することはありません。

情報連絡事項 3

(2) あだち放課後子ども教室について P20 学校支援課

実施内容が、会場や対象学年等各学校の状況により異なるとあるが、現場の見守りスタッフから聞いたので質問します。

- ① 他の見守りスタッフからも話を聞きたい、情報交換したいという声を聞きましたが、区ではどのように対応していますか。

回答

1 スタッフ研修での交流

年間 3 回の「スタッフ研修」の中で、各テーマに基づいたグループワークを通じて意見交換、情報交換の場を設定し、他校の活動（児童の遊び方事例等）を紹介する内容も取り入れています。

2 運営支援の中での事例紹介・情報提供

区が委託し、放課後子ども教室事業の運営支援を行っている足立区生涯学習振興公社職員を通じて、開催中の巡回やスタッフ会議への出席の際に

運営に関する対応事例などをお知らせし、運営の参考にさせていただいています。また、他校の活動を見学したいとの希望を個別におつなぎした事例もあります。

- ② 子どもたちに注意することと叱ることの違いや、他の子に迷惑をかける時など、どのように対応すればいいかわからない。区でのスタッフの育成状況を教えてほしい。

回答

1 運営支援マニュアルの整備・活用

スタッフ活動を開始する際、すべての方に、スタッフとしての心構え（留意事項）及び運営支援マニュアルを配付し、説明を行っています。

留意事項及びマニュアルについては、活動開始後も、随時、活動の基本の考え方として活用していただいております。

2 スタッフ研修の実施

「子どもとの接し方」をテーマにした研修を年1回以上実施しています。

集合研修にあわせて、令和3年度からは、動画配信（スタッフ限定）も実施しています。

- ③ 他の学校の放課後子ども教室の状況（現状では全くみえてこない）を知りたいが、区からの情報提供や周知状況を教えてほしい。

回答

1 実施状況に関する情報提供

令和2年度までは、「学校情報データブック」、「足立区生涯学習振興公社ホームページ（足立区ホームページとリンク）」にて、各校の「対象学年」「実施曜日」「終了時刻」を掲載しておりましたが、現在は削除しています。

その理由は、新型コロナウイルスの拡大への対応のため、学年分け曜日開催、休止等、多くの放課後子ども教室の開催内容が大幅に変動し、現在も流動的であることによります。

開催内容が安定したと判断できる状況になりましたら、あらためて、情報提供をいたします。

令和 5 年 7 月 1 4 日

質問者：高祖特別部会員

令和 5 年度第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」における事前質問に対する回答

情報連絡事項 3

(1) 一時保護所の子どもの権利について P27 こども家庭支援課

一時保護所での子どもの権利が守られているのかどうか、心配しています。一時保護所によっては、外出は一切不可、筆記用具も自由に使えないなどのところもあると聞きます。虐待を受けた子どもたちも多く、いつまで一時保護所にいるのか、この先どうなるのかを知らせられないケースもあるとのことです。足立区の一時保護所は大丈夫でしょうか。

回答

足立区の一時保護所での子どもの権利について守られているかについてお答えします。

令和 4 年度に行われた東京都児童相談所一時保護所外部評価結果のうちの利用者（児童）調査結果によると次のような状況が記載されています。

- ① 総合満足度項目で児童の 59% が「とてもよい、ややよい」と答えている。
- ② 「『あなたが内緒にしたいこと』は保護所の中できちんと守られていますか」の質問に対し、82% が「はい」と答えている。
- ③ 「あなたが保護所でできることやしてもよいことについて職員はわかりやすく教えてくれましたか」の質問に対し、85% が「はい」と答えている。
- ④ 「職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか」の質問に対して 74% が「はい」と答えている。

以上のような結果から、東京都足立児童相談所一時保護所では、一定の子どもの権利は守られていると考えております。